

○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第四条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準
(厚生労働省告示第七号)

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成十九年厚生労働省令第百五十七号)第四条第一項第二号の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第四条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第4条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号)第4条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次のとおりとする。

血清トリグリセライド(中性脂肪)の量が $150\text{mg}/\text{dl}$ 以上又は高比重リポ蛋^{たん}白コレステロール(HDLコレステロール)の量が $40\text{mg}/\text{dl}$ 未満であること